

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（抜粋）

昭和四十三年十一月二十六日規則第七十二号

（証明書等の様式）

**第三条** 法第七条第一項（法第二十四条第二項の規定により準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、別記第一号様式とする。

2 法第七条第二項に規定する許可証の様式は、別記第二号様式とする。

第一号様式（第三条第一項）

（表）

第 号 交付 年 月 日（有効期間 1箇年）

所属

職名 氏 名

（ 年 月 日生）

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項又は第24条第1項の規定により、測量若しくは調査、障害物の伐除及び土地の試掘等又は検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

千葉県知事 氏 名 国

（裏）

注 意 事 項

この証明書は、表記の権限を行使する際は必ず携帯し、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。

（注）大きさは縦が6センチメートル、横が9センチメートルとする。